

2023（令和5）年8月30日（水）
担当課：農林水産部農業経営課
担当者：課長補佐（総括） 村上
TEL 029-301-3862（内線 3853）

農業経営課における個人情報漏えいについて

農業経営課において、農業改良資金の貸付債権について、①連帯保証人宛の催告状に別債権の債務者氏名を記載して送付したこと、②完済済み債権の連帯保証人宛に同一債務者の別債権の催告状を送付したことにより、個人情報漏えいする案件が発生しましたので、お知らせします。

今後、同様の事案が発生しないよう、情報セキュリティに万全を期してまいります。

記

1 事案発生（発覚）日 2023（令和5）年8月25日（金）

2 概要

（1）状況

- ・農業経営課は、農業改良資金[※]の貸付債権について、債務者及び連帯保証人に対して定期的に書面（催告状）により催告を行っている。
- ・債務者あての催告状は、債務者氏名及び納入すべき額を記載し、連帯保証人あての催告状は、債務者氏名、連帯保証人氏名及び納入すべき額を記載し、指定期限までの返済を通知する。

※農業改良資金

- ・新作物や新技術の導入等の農業改良措置を実施する農業者等に必要な資金を無利子で融資する制度。
- ・昭和31年度から平成14年度まで県が貸し付けを行い、現在、県は当該期間に貸し付けた債権の管理を行っている。現行制度は日本政策金融公庫が融資する仕組み。

事案①

- ・連帯保証人宛の催告状において、誤って別債権の債務者氏名を記載して送付（2022（令和4）年9月）した。
- ・担当者は、誤送付に気づいた時点で謝罪したが、所属長への報告は行われず。
- ・2023（令和5）年8月25日、連帯保証人からの入金を機に、収納事務を委託している金融機関が手元の台帳と催告状の齟齬に気が付き、農業経営課に対する問合せがあり発覚した。

事案②

- ・事案①の発生を受け、類似案件の有無について担当者への聴き取り等の調査を行ったところ、既に完済された債権の連帯保証人であった方に、同一債務者の別債権の催告状を送付した案件（2021（令和3）年9月）があった。
- ・事案①②とも、情報が漏えいした方には8月29日までに改めて電話により謝罪し、謝罪を受け入れて頂いた。電話がつかない方については訪問により謝罪する。

（2）漏えいの内容

- ①債務者の氏名（計3名）が、別債権の連帯保証人（計6名）及び金融機関[※]（計3か所）に漏えい。
※返済の口座引落としを行う。
- ②元連帯保証人（1名）に、債務者が納入すべき別債権の額が漏えい。

3 原因

- ・催告状の発送にあたり、複数人によるチェックをしていなかった。
- ・事案の所属長への報告漏れにより、課内での情報共有が図られなかった。

4 再発防止策

- ・催告状を発送する際に、複数人により現物のチェックを徹底する。
- ・所属職員に対し、今般の事案を共有し、情報資産の取扱いについて改めて周知するとともに、報告連絡相談を徹底して再発防止に努める。